

## 西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向  
ADPPA Bill の概要(1) 対象データ

北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022年9月6日号

執筆者:

[E-mail](#) [石川 智也](#)[E-mail](#) [河合 優子](#)[E-mail](#) [大竹 祥太](#)

本連載は、米国版 GDPR とも呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (ADPPA) の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第 1 回では、ADPPA の適用スコープを理解するに当たって重要な、対象データ(covered data)の定義について紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニュースレター2022年6月6日号](#)や[同7月22日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022年7月20日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるため、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

## I ADPPA の適用範囲

### 1. 対象データ(Covered data)

#### (1) 対象データの範囲

ADPPA により保護される対象データ(covered data)とは、単独で又は他の情報と組み合わせて、個人若しくは端末(個人を識別し、又は個人と関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のあるものに限る。以下同じ)を識別し、又は個人若しくは端末と関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のある情報をいい、派生データ(derived data)や一意の永続的識別子(unique persistent identifiers)も含まれ得る(2条(8)(A))。

ここで、「個人(individual)」とは、米国に居住する自然人を意味する(2条(19))。例えば、①米国拠点が様々な国に居住する個人に関する情報を保有していたとしても、ADPPA により保護されるのは、米国に居住する個人に関する情報のみということになる。また、②「居住」の要件が課されているため、他の国から一時的に米国に来ている個人に関する情報は、米国に所在する個人に関する情報であったとしても ADPPA により保護される対象データではないということになる。他方で、日本に来ている米国居住の個人に関する情報や、日本企業が米国拠点から受領する米国居住の個人に関する情報は、ADPPA により保護される対象データということになる。

また、「端末(device)」は、対象データを収集、処理又は移転することができるあらゆる電子機器であって、1人以上の個人によって使用されるものと定義されている(2条(14))。このように、複数の個人が使用するものも「端末」に該当するため、例えば、家族単位で利用するコネクテッドカー、スマートスピーカー、その他 IoT 端末も「端末」の定義に該当するように思われる。

次に、派生データとは、事実、証拠又はその他の情報若しくはデータのソースに基づく、個人又は個人の端末に関する情報、データ、前提、相関、推論、予測又は結論の派生によって生じる対象データをいう(2条(13))。さらに、一意の(永続的)識別子とは、個人又は端末と合理的に関連づけられる限度において、1人以上の個人を識別し、又はそれらの個人と関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のある識別子をいい、端末識別子、IP アドレス、Cookie、ビーコン、ピクセルタグ、モバイル広告識別子又は同様の技術、顧客番号、固有の仮名、ユーザーの別名、電話番号、又は個人若しくは端末に関連づけられ、若しく

は合理的に関連づけられる可能性のある他の形式の永続的又は確率的な識別子がこれに含まれる(2条(39)(A))<sup>1</sup>。

さらに、単独の情報で個人や端末の識別や関連づけができるものに限らず、他の情報と組み合わせることにより個人や端末の識別や関連づけができる場合も対象データに含まれることに留意が必要である。

## (2) 対象データに該当しない情報

但し、以下のデータ・情報は、対象データに含まれない(2条(8)(B))。

- ① 非識別化データ(de-identified data)
- ② 従業員データ(employee data)
- ③ 公に利用可能な情報(publicly available information)
- ④ 公に利用可能な情報についての複数の独立した情報源のみに基づく個人に関する推論(inferences)。但し、センシティブデータ(sensitive covered data)を明らかにしないものに限る。

まず、非識別化データ(de-identified data)とは、情報が集合化されているか否かにかかわらず、他と区別された個人又は端末を識別せず、又はこれらと関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のない情報であって、対象事業者(又はサービスプロバイダ)が以下に該当する場合を意味する(2条(12))。

- (A) 当該情報が、如何なる時点においても、個人又は端末を再識別するために利用できないことを確保する合理的な技術的措置を講じていること
- (B) 明確かつ目立つ方法で、以下のことを公約すること
  - (i) 再識別のための合理的な手段を用いることなく非識別の形式でのみ情報を処理し、移転すること
  - (ii) 個人又は端末と情報の再識別を試みないこと
- (C) 対象事業者(又はサービスプロバイダ)から情報を受領する個人又は事業者に対して、以下の契約上の義務を課すること
  - (i) 当該情報に関して(A)乃至(C)の全てを遵守すること
  - (ii) 当該契約上の義務が、当該データが受領される可能性のあるその後の全ての場面においても契約上含められることを要求すること

次に、従業員データ(employee data)とは、以下の情報を意味するとされている(2条(8)(C))。なお、従業員とは、有給か無給か、そして、一時的に雇用されているかにかかわらず、雇用主の従業員、取締役、役員、独立請負業者として働くスタッフ(但し、サービスプロバイダを除く)、研修生、ボランティア又はインターンである個人を意味する(2条(15))。

- (i) 将来の雇用主として行動する対象事業者が応募の過程又は採用手続において収集した求職者に関する情報であって、当該情報が、当該雇用者の現在又は過去の求職者としての従業員の地位に関連する目的でのみ雇用者によって収集、処理又は移転される場合
- (ii) 雇用主のために業務上の立場で行動する従業員に関して雇用主が処理する情報であって、当該情報が、当該従業員の雇用主のための業務上の行動に関連する目的でのみ収集、処理又は移転される場合
- (iii) 業務上の立場で行動する従業員が雇用主に提供した従業員の業務上の連絡先(従業員の氏名、役職、業務上の電話番号、業務上の住所、業務上の電子メールアドレス等)であって、当該情報が、雇用主のための業務上の行動に関連する目的でのみ収集、処理又は移転される場合
- (iv) 雇用主が収集する従業員に関する緊急連絡先情報であって、当該情報が、従業員の緊急連絡先を記録し、緊急時に当該情報を処理又は移転する目的でのみ収集、処理又は移転される場合

<sup>1</sup> 但し、204条に基づいて対象データの収集、処理及び移転に対する個人の積極的かつ明示の同意又はオプトアウトの行使を有効にし、又はその他情報の収集、処理又は移転を制限するという特定の目的で対象事業者によって割り当てられた識別子は含まれない(2条(39)(B))。

- (v) 従業員(又はその配偶者、被扶養者その他の対象家族、又は受益者)に関する情報であって、当該従業員らが従業員としての地位に基づいて受ける権利を有する福利厚生(benefit)を管理する目的でのみ、雇用主が収集、処理又は移転することが必要なもの

最後に、公に利用可能な情報(publicly available information)とは、対象事業体(又はサービスプロバイダ)が、所定の情報源から適法に一般に利用可能になったと信じる合理的な根拠を有する情報と定義されている(2条(27)(A))。CCPAとは異なり、連邦、州又は地方政府の記録から得られる情報だけでなく、広く流通しているメディアやウェブサイト・オンラインサービスで一般に公開された情報等も含まれる一方で、バイオメトリクス情報や遺伝情報等は対象外とされている(2条(27)(B)(ii))。

なお、いわゆる B to B の文脈での取引先担当者の情報を対象データのスコープから除外する規定は見当たらない。したがって、次々回以降で解説する対象事業体に該当する限り、B to B のビジネスであっても、取引先の担当者の情報を扱う以上は何らかの対象データが存在し、ADPPA 対応が必要になると考えられる。そして、個人情報の取扱いが不可分である限り、ADPPA により保護される個人情報だけではなく、保有している個人情報全体として ADPPA への対応が求められることも、GDPR のときと同様であると考えられる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 